

京都大学工学部の組織に関する規程

(平成十六年達示第三十号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学工学部（以下「工学部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部長)

第二条 工学部に、学部長を置く。

2 学部長は、工学部を兼任する本学大学院の研究科長及び地球環境学堂長（第四項において「研究科長」という。）のうちから教授会において選出する。

3 学部長の任期は、二年とする。ただし、補欠の学部長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 学部長は、研究科長でなくなつたときは、その資格を失う。

5 学部長は、再任されることができない。ただし、補欠の学部長については、一回に限り再任されることができる。

6 学部長は、工学部の校務をつかさどる。

7 学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長が指名する工学部を兼任する者がその職務を代理する。

8 学部長が欠けたときは、あらかじめ学部長が指名する工学部を兼任する者がその職務を行う。

(教授会)

第三条 工学部に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(学科及び学科目)

第四条 工学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。

地球工学科

土木工学、環境工学、資源工学

建築学科

建築学

物理工学科

機械システム学、材料科学、エネルギー理工学、宇宙基礎工学

電気電子工学科

電気電子工学

情報学科

計算機科学、数理工学

工業化学科

創成化学、工業基礎化学、化学プロセス工学

(学部長)

第五条 前条に定める学科に学部長を置き、工学部を兼任する教授をもって充てる。

2 学部長の任期は、一年とし、再任されることができない。ただし、補欠の学部長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学部長は、当該学科の業務をつかさどる。

(内部組織)

第六条 この規程に定めるもののほか、工学部の内部組織については、学部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 工学部長の任期の改正について（昭和六十年二月五日評議会可決・総長裁定）は、廃止する。